

- 「平成26年度において特許庁が達成すべき目標について」(平成26年3月)
特許審査の品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を通じて質の向上を図るため、平成26年度の早期に、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成する委員会を新たに設置し、達成すべき目標を委員会で定める。
- 「日本再興戦略」改訂2014」(平成26年6月24日 閣議決定)
今後10年間で特許の「権利化までの期間」を半減させ平均14月以内とするともに、外部有識者による客観的な品質管理システムの導入等の取組により「世界最速・最高品質」の審査を実現する。

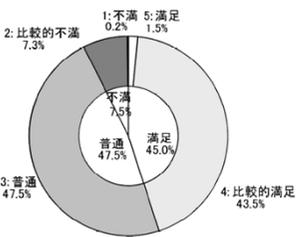
問題の所在(特許)

- 審査迅速化の取組を行い、一次審査(F A)までの期間を11月とする「F A 11」を達成。企業活動等のグローバル化に伴い、我が国の審査結果が他国の特許審査でも通用するよう、迅速性に加え、品質の確保が急務。



- 審査官一人当たりの審査処理件数が多い中、審査品質についてのユーザーアンケートでは、「普通」以上の評価を92.5%確保。

国内特許審査の質全般への評価



審査官一人当たりの審査処理件数 (2012年)



平成25年度特許審査の質についてのユーザーアンケート報告書

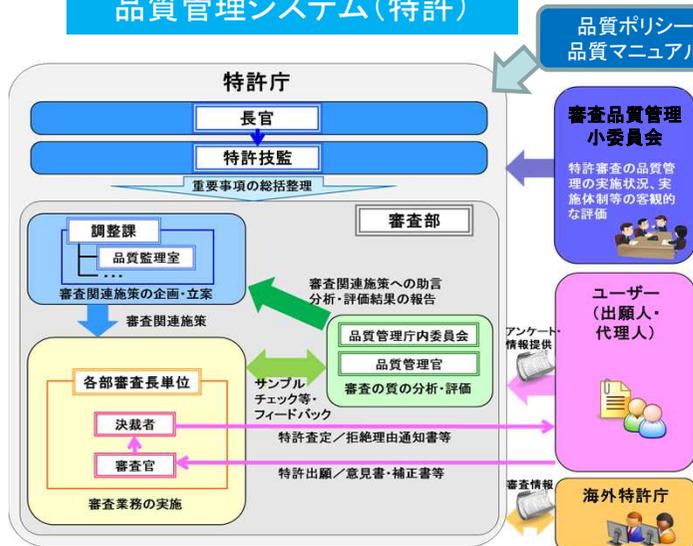
- また、他の特許庁との比較では、多くの項目でユーザーに高い評価を得ているものの、一部項目では改善の余地あり。

他の特許庁より優れている点 (n=325のうち、50件以上のもの)	他の特許庁の方が優れている点 (n=232のうち、50件以上のもの)
先行技術文献調査 135	欧州特許庁 米国特許商標庁
審査官の技術理解力 75	拒絶理由通知等の記載 51
ばらつきのない判断 66	先行技術調査 69*
新規性・進歩性等の判断 62	

*特に外国特許文献、非特許文献について48件

- その他、ユーザーアンケートでは、不満点として「審査官間での判断のばらつき」を指摘する声が比較的多数あり(回答の36.6%)。

品質管理システム(特許)



<審査の品質管理体制>

- 審査の品質管理システムは、特許庁長官及びその命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を統括整理する特許技監を責任者とし、品質ポリシー、品質マニュアルに従い、管理を実施。

- ① 責任者としての長官、特許技監
- ② 審査業務を実施する審査長単位(課相当)
- ③ 審査関連施策の企画・立案を行う調整課・品質監理室
- ④ 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会・品質管理官

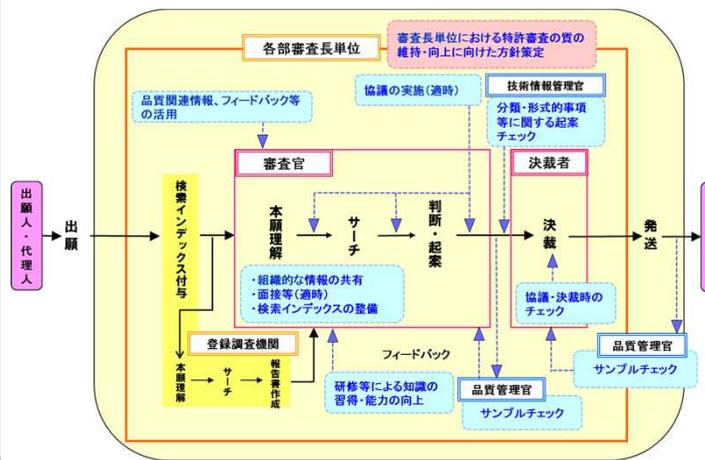
<審査プロセスと品質管理の実施>

- 審査プロセスにおける品質管理の実施は、大きく以下の3つの手法により行われている。

- ① 審査官の実体審査における品質向上の取組(審査官間における協議・情報共有、出願人等との面接、品質関連情報の活用等)
- ② 審査長等による決裁時の品質チェック
- ③ 品質管理官によるサンプルチェック・フィードバック

- その他、審査官の研修等による知識・能力の向上、審査に関する統計データ(1次審査での特許査定率、適用条文ごとの拒絶理由通知率等)の審査官への提供等により、品質向上の取組が行われている。

- また、ユーザーに対する審査の質に関する評価の調査、海外特許庁との審査結果の比較分析等による品質検証の取組が行われている。



審査品質管理小委員会のねらいと進め方

- 品質管理の実施体制、実施状況等について外部有識者から客観的な評価を受け、それらについて改善すべき点を達成すべき目標として具体化・明確化し、それを特許庁の品質管理に関する施策に反映し、着実な審査品質の向上を実現

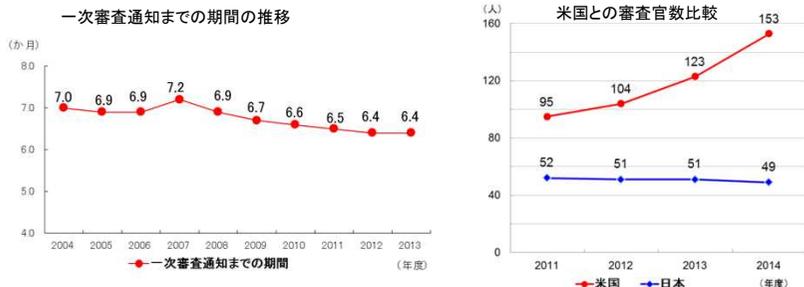
<審査品質管理小委員会の進め方(案)>

- ① 特許庁の品質管理の実施体制、実施状況等について特許庁が説明し、委員会で評価項目/基準の試行案等を審議
- ② 評価項目/基準に基づき、委員会で評価を試行し、その結果を基に改善すべき点等を審議、品質管理の実施体制、実施状況に関する達成すべき目標を議論
- ③ 特許庁は、指摘を受けた達成すべき目標を品質管理に関する施策に反映、委員会でその施策反映の妥当性を審議

意匠の状況

<問題の所在>

○米国特許商標庁と比して一人当たりの一次審査(FA)件数2.7倍の中、機械化等による審査の効率化によりFA期間が着実に減少。



○意匠審査に対して、ユーザーからの評価(ヒアリング調査)等において、迅速性、拒絶理由の説明等に評価を頂いているが、意匠の要部認定・ばらつきに対する指摘もある。

(全体) 我が国ユーザーからの評価

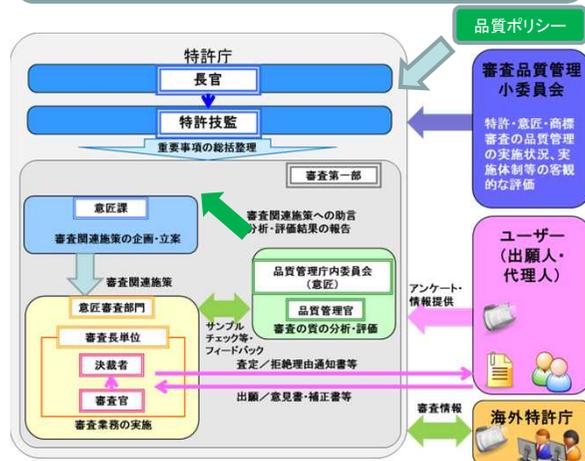
- G: 日本の審査は早い。
- H: コメントがつくので審査官のロジックはわかりやすい。
- K: 拒絶査定に記載の理由が詳細になった。意見書をよく読んでいただいている。
- K: 考え方が統一されており、審査官による差は少ない。
- Q: USPTO、KIPPO より良い。
- Q: 拒絶理由通知書におけるコメントにややバラツキがあり、読みにくいときもある。さらに均質な品質となると良い。
- Q: 類似の理由等が記載され以前より改善されている。
- Q: 意見書をよく読んでいただいている。

※平成23年度 「方式等の審査周辺業務を含む品質管理(監理)に関する調査研究報告書」

<審査の品質管理体制>

- 品質管理体制は、概ね特許と同様であるが、品質監理室の有無等の相違がある。
- 特許と比較して、審査官数(特許約1700名、意匠約50名)が少数であることから、体制も小規模での対応。

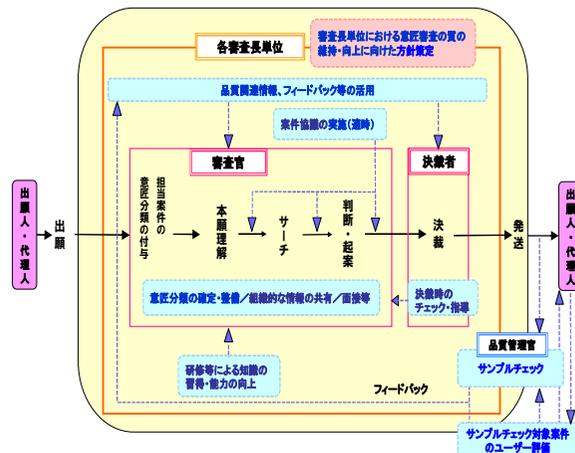
- ① 責任者としての長官、特許技監
- ② 審査業務を実施する審査長単位
- ③ 審査関連施策の企画・立案を行う意匠課
- ④ 審査の質の分析・評価を行う品質管理室内委員会・品質管理官



<審査プロセスと品質管理の実施>

- 審査プロセスにおける品質管理の実施は、概ね特許と同様。
- ただし、意匠審査では、一度に数十件から数百十件を一定期間にまとめて審査する「バッチ審査」を実施。

- ① 審査官の実体審査における品質向上の取組
- ② 審査長等による決裁時の品質チェック
- ③ 品質管理官によるサンプルチェック・庁内委員会による分析、フィードバック



商標の状況

<問題の所在>

○米国特許商標庁と比較して審査官一人当たりの一次審査(FA)区分数が多く、FA期間を着実に短縮。



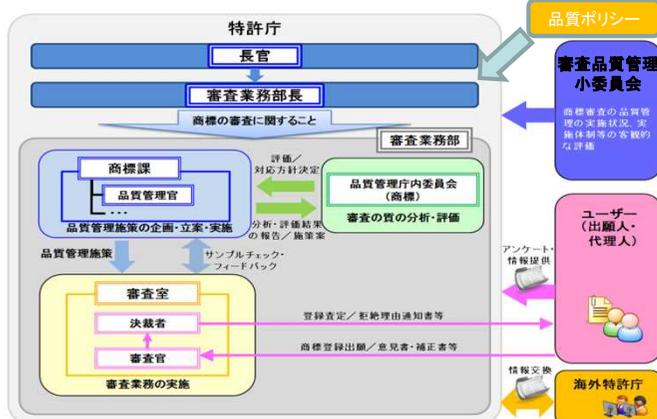
○審査品質に対するユーザーの評価は、概ね高い評価を得ている(個別案件に対する満足度に関して「普通」以上の評価の占める割合は82%であり、最近の商標審査全般に対する満足度に関して「普通」以上の評価の占める割合は85%であった)が、「審査官間の判断のばらつき」や「判断根拠となる論理や証拠の記載が不十分な拒絶理由通知等の存在」といった指摘もある。

※平成25年度 「商標登録出願の個別案件審査結果についてのアンケート」

<審査の品質管理体制>

- 品質管理体制は、審査関連施策の企画・立案・実施は商標課品質管理官が行い、品質管理室内委員会は、質についての評価及び改善のための対応方針の決定を行うなど、特許・意匠とは相違がある。また、特許と比較して審査官数(特許約1700名、商標約140名)が少数であることから、体制も小規模での対応。

- ① 責任者としての長官、審査業務部長
- ② 審査業務を実施する審査室単位
- ③ 品質管理施策の企画・立案・実施を行う商標課品質管理官
- ④ 審査の質の評価・対応方針の決定を行う品質管理室内委員会



<審査プロセスと品質管理の実施>

- 審査プロセスにおける品質管理の実施は、概ね特許と同様。

- ① 審査官の実体審査における品質向上の取組(審査官・管理職間における協議・情報共有、出願人等との面接、品質関連情報の活用等)
- ② 審査長等による決裁時の品質チェック
- ③ 品質管理官によるサンプルチェック・フィードバック

